本号で公布された法令のあらまし

◇高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第二八号）（財務省）

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税について、次により、関税定率法の規定に基づき、その課税期間を令和一〇年二月二日まで延長することとした。

㈠　不当廉売関税の課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二九号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七五号。以下「法」という。）第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種として、ゴビノロバ等を追加等することとした。（別表第二関係）

2　法第六条第二項第四号の政令で定める器官及び加工品として、どろがめ科の甲及び甲製品を追加することとした。（別表第五関係）

3　法第二〇条第一項の政令で定める登録の要件のうち、クチビロカイマンに関するもの等を変更することとした。（別表第七関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、令和五年二月二三日から施行することとした。

◇浄化槽法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇号）（環境省）

1　浄化槽設備士試験及び浄化槽管理士試験に係る手数料の額を、浄化槽設備士試験については三万一、七〇〇円、浄化槽管理士試験については二万三、六〇〇円とすることとした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十八号

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「平成三十四年十二月二十七日」を「令和十年二月二日」に改める。

第四条中「あっては当該」を「あっては、当該」に改め、「、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあっては同号の税率」を削る。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十九号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第四項、第六条第二項第四号、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。